

令和3年高島市教育委員会
第10回定例会議事日程

日 時 令和3年10月27日(水)
午前9時30分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 令和3年第9回定例会会議録の承認

3. 会議録署名委員の指名

4. 議事

日程第1 議第58号 高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱等について

日程第2 議第59号 高島市教育財産管理規則の一部を改正する規則案

日程第3 議第60号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価結果報告書案 別冊資料

5. 今後の日程

令和3年第10回定例会座席表

川原林 正英 教育委員	小多 借裕 教育委員	上原 重治 教育長	三矢 艶子 教育委員	田邊 栄美子 教育委員
----------------	---------------	--------------	---------------	----------------

教育指導部長 川島 浩之	高島市役所 新館 2階 教育委員会室 教育長 1 教育委員 4 説明員 12 事務局 2 <hr/> 合計 19			教育総務部長 日置 武司
学校教育課長 饗庭 一弥				教育総務部次長 教育総務課長 饗庭 眞二
学事施設課長 山本 一郎				教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
学校給食課長 長瀬 千恵美				社会教育課長 小川 祥枝

教育総務課 主事 末綱 美都	教育総務課 参事 上原 真哉	図書館長 柳森 和人	国スポ・障スポ 大会推進課長 野崎 良樹	市民スポーツ 課長 玉木 健史	文化財課長 横井川 博之
----------------------	----------------------	---------------	----------------------------	-----------------------	-----------------

事務局

入口

傍聴席

議第58号

高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱等について

上記の議案を提出する。

令和3年10月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱等について

高島市道徳教育推進協議会設置要綱（令和3年高島市教育委員会告示第19号）第3条の規定に基づき、高島市道徳教育推進協議会委員に次の者を委嘱または任命することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

別紙

高島市道徳教育推進協議会委員

区分	委員種別	氏名	所属等
1号	学識経験者	柴原 弘志	京都産業大学教授 日本道徳教育学会理事
2号	小中学校児童 生徒の保護者	野崎 源守	マキノ西小学校PTA
		小川 祥枝	マキノ中学校PTA
3号	教育関係者	浦島 容子	マキノ中学校区小中一貫教育 統括校長
		藤田 善弘	マキノ東小学校長
		和田 英幸	マキノ西小学校長
		山本 渉	マキノ南小学校長
		保木 京子	マキノ中学校区小中一貫教育 コーディネーター
4号	関係行政機関 の職員	青谷 守	高島市マキノ支所長
5号	その他教育長 が必要と認め る者	青谷 ゆうこ	マキノ中学校 学校運営協議会委員
		出口 健	マキノ西小学校 学校運営協議会委員

任期：令和3年11月1日から令和4年3月31日まで

議第59号

高島市教育財産管理規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和3年10月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市教育財産管理規則の一部を改正する規則

高島市教育財産管理規則（平成30年高島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（教育財産の使用許可）

第3条 教育財産の使用許可については、高島市財産規則（平成19年高島市規則第25号）第23条の規定を準用する。

第5条第2項を次のように改める。

2 使用料の減免申請に要する文書の様式は、教育財産使用料減免申請書（様式第2号）によるものとする。

第5条第3項を削る。

第7条中「（様式第4号）」を「（様式第3号）」に改める。

第9条を次のように改める。

（使用許可事項の変更）

第9条 使用者は、教育財産使用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、教育財産使用許可変更承認申請書（様式第4号）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。

様式を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

教育財産使用許可申請書

年 月 日

高島市教育委員会教育長

申請者

住所

氏名

（法人にあつては、その名称および代表者の氏名）

教育財産を使用したいので、高島市教育財産管理規則第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用財産の表示	施設名		
	所在地		
	土地	地目	
		地積	
	建物	構造	
		面積	
その他の財産	種類		
	数量等		
使用目的および用途			
使用希望期間			
使用許可申請理由			
当該財産に係る管理責任者		氏名 連絡先 申請者との関係	
添付書類		1 申請団体の規約等（法人にあつては、定款等の写し） 2 関係図面（使用箇所を明記すること。）	
備考			

様式第2号（第5条関係）

教育財産使用料減免申請書

年 月 日

高島市教育委員会教育長

申請者

住所

氏名

（法人にあつては、その名称および代表者の氏名）

高島市教育財産管理規則第5条第2項の規定により、下記のとおり教育財産使用料の減免を申請します。

記

使用財産の表示	施設の名称	
	区分	
	所在地等	
	使用部分・使用数量	
使用目的および用途		
使用希望期間		
減免申請の理由		

様式第3号（第7条関係）

教育財産原状変更承認申請書

年 月 日

高島市教育委員会教育長

申請者

住所

氏名

（法人にあつては、その名称および代表者の氏名）

年 月 日付け高島市教育委員会指令 第 号により許可を受けた教育財産について、下記のとおり使用許可財産の原状を変更したいので申請します。

記

原状変更の内容

1 原状変更の目的

2 原状変更の理由

3 原状変更実施の年月日

年 月 日

4 添付資料

図面（変更前、変更後の図面）その他必要な資料

様式第4号（第9条関係）

教育財産使用許可事項変更承認申請書

年 月 日

高島市教育委員会教育長

申請者

住所

氏名

（法人にあつては、その名称および代表者の氏名）

年 月 日付け高島市教育委員会指令 第 号により許可を受けた教育財産について、下記のとおり使用許可財産の許可事項を変更したいので申請します。

記

許可事項変更の目的	
許可事項変更の理由	
変更事項	<input type="checkbox"/> 使用期間 <input type="checkbox"/> 使用面積 <input type="checkbox"/> その他（ ）
変更内容	
添付書類	現状および変更内容を明示した平面図、配置図等
備考	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

高島市教育財産管理規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(教育財産の使用許可)</p> <p><u>第3条 教育財産は、その用途または目的を妨げない限度において使用を許可することができる。</u></p> <p><u>2 教育財産の使用の許可の条件については、高島市財産規則（平成19年高島市規則第25号）第23条第1項第1号から同項第6号の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(使用許可の手続)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 使用料の減免を受けようとする者は、教育財産使用料減免申請書（様式第2号）を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 教育長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、教育財産使用料減免承認（不承認）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(使用許可物件の原状変更)</p> <p>第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可物件の現状を変更しようとするときは、教育財産原状変更承認申請書（様式第4号）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(使用廃止)</p> <p><u>第9条 使用者は、使用許可期間内に使用を廃止するときは、教育財産使用廃止届（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(教育財産の使用許可)</p> <p><u>第3条 教育財産の使用許可については、高島市財産規則（平成19年高島市規則第25号）第23条の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(使用許可の手続)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 使用料の減免申請に要する文書の様式は、教育財産使用料減免申請書（様式第2号）によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(使用許可物件の原状変更)</p> <p>第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可物件の現状を変更しようとするときは、教育財産原状変更承認申請書（様式第3号）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(使用許可事項の変更)</p> <p><u>第9条 使用者は、教育財産使用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、教育財産使用許可事項変更承認申請書（様式第4号）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。</u></p>

議第60号

令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告書案

上記の議案を提出する。

令和3年10月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告書を次のとおり作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにつき、議決を求める。

記

別冊資料のとおり